平成二十七年六月 定例会の概要

期で開きました。 二十二日に開会し、 満了に伴う議員選挙後、 七月十三日まで二十二日間の会 初めての議会が六月

り、

託しました。 議案に対する質疑を行った後、 説明が行われました。 し、二十三日には市長から提案された議案の上 般質問を行い、一般質問終了後には、市長提六月二十六日から七月一日には、十三人の議 定例会初日の二十二日には議長、 各常任委員会、 議会運営委員会の構成を決定二日には議長、副議長選挙のほ 、各議案を委員会へ付了後には、十三人の議員が

び予算審査特別委員会を開き、 審査を行いました。 七月二日、三日、六日、 芸さ、付託された議案等の八日には各常任委員会及

討論、採決を行いました。 査結果報告を受けて、各委員長報告に対する質疑、 最終日の七月十三日には各常任委員長の委員会審

について」を否決、「義務教育費国庫負担制度二分 た。また、島原地域広域市町村圏組合議会議員、県委員の選任について林敏明氏にそれぞれ同意しまし員の選任について濱﨑清志議員、島原市公平委員会 よる「安保法制について慎重な審議を求める意見書 療広域連合議会議員、 央県南広域環境組合議会議員、 継続審査とし、常任委員会及び議会運営委員会の 市 復元を求める意見書採択要請についての請 長提出の議案は四議案を可決し、島原市 農業委員会委員の推せんを行い、 項等を継続調査としました。 長崎県病院企業団議会議員の会議員、長崎県後期高齢者医会議員、長崎県後期高齢者医 議員提案に 監査委 顯

議会ひとくちメモ (42)

常任委員会とは



会

期

日

程

請願等の審査を行うため、条例の定めによ地方公共団体の事務に関する調査及び議案、 地方公共団体の議会が、 常設する委員会のことをいいます。 一定の 部門の当該

りません。 て、 定は対外的には何らの効果を持つものではあ 地方公共団体の事務は、広範にわ 常任委員会は議会の予備的審査機関であっ 議会の内部機関であるため、その意思決 たり、ま

を設けることが最も能率的なため、調査し、審議するためには、部門別 会を設置しています。 た専門化しているため、合理的かつ能率的に 部門別に委員会 常任委員

います。各委員会の所管は次のとおりです。会を設置しており、委員の任期は二年として 設委員会、 なお、本市議会では、総務委員会、産 教育厚生委員会の三つの常任委員 二業建

総 務 委 員 会 市 選挙管理委員会、公平委 部、有明支所、会計課、 長公室、総務部、 市 民

員会、 管に属する事項。 資産評価審査委員会の :価審査委員会の主監査委員及び固定

|業建設委員会…産業部、 ない事項。 他の委員会の所管に 建設部、 水道課 属 Ü

及び農業委員会の主管に

育厚生委員会: 属する事項 主管に属する事項。 教育委員会

教

産

六月

王 日 月 本 会 議 の選任 正・副議長の選挙、 会運営委員・常任委員 議

十三日 金木水火 休本 会会議 議案調査 議案上程、

一十六日 議案調査 一般質問

一十七日

一十九日 一十八日

七月 三十日 火 月 日 生 本 本 休 休 本 休 会 会 会 議 議 会 会 議 会 般質問 三名 四名

日 未 委 員 会 付託案件審查 議案質疑、委員会付託 (総務委

日

丞

本

会

議

般質問

三日 金 委 員 会 所管事項調査

숲 숲 設委員会

六 五 四日 月 日 王 委休休 員 会 付託案件 生委員会 審査

八日日 会

永 火 委 休 員 会 付託案件審查 査特別委員会)

議事整理

月日土金木 休休休休 会会会会

士士士士 士 古 日 日 日

本 会 議 委員会審查報告、 上程、 表